



「空き家バンク制度」に登録しませんか？

～空き家の登録・有効活用により地域の活性化を図ります～

町では、町内にある「空き家」を有効活用し、移住・定住促進および都市住民との交流拡大などによる地域の活性化を図るため「久万高原町空き家バンク制度」を設置しています。

空き家バンク制度とは、「空き家所有者」と「利用希望者」とのニーズをマッチングするもので、次のことを目的としています。

- ①町民の方々に空き家物件を紹介することにより、町民が居住を求めて町外に転出することを防ぐ。
- ②町外からの移住希望者に情報提供することで、移住による地域の活性化につなげる。
- ③空き家による防犯・防災上の問題や周辺住環境の悪化を防ぐ。
- ④空き店舗などを活用することで、起業される方へ初期段階での支援を行う。
- ⑤空き家改修工事を町内事業者が施工することで地域経済の活性化につなげる。

登録から契約までの手順

①空き家所有者から「空き家情報登録申込書」をふるさと創生課に提出
※空き家所有者は、空き家に係る所有権または賃貸もしくは売却を行うことができる権利を有する方となります。

②空き家所有者立会いのもと、ふるさと創生課が現地確認

③ふるさと創生課から空き家所有者へ「空き家情報登録完了通知書」を送付

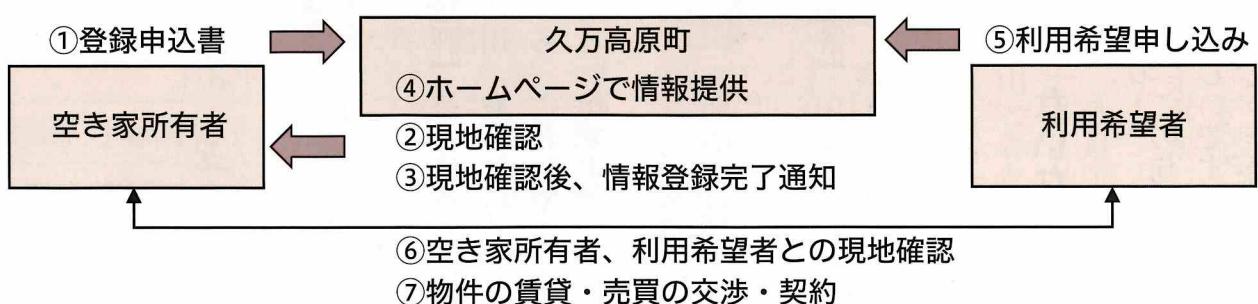
④町のホームページによる空き家情報の提供

⑤利用希望者からふるさと創生課に申し込み
(注) 契約締結は、当事者間で行っていただきます。(町は関与できませんのでご了承ください。)

⑥空き家所有者と利用希望者で現地確認(ふるさと創生課も同席)

⑦空き家所有者と利用希望者において契約締結

～登録いただいた情報の処理方法(イメージ)～



「空き家バンク制度」登録への協力をお願いします

町外在住者や民間業者(不動産業者など)が所有する物件(売買、賃貸借)であっても、町内にある「空き家」物件であれば、登録することができます。

登録物件の利用希望者が「移住者」の場合は、移住者住宅改修事業補助金を活用することができます。(補助金対象者は「移住者」本人となります。)

民間業者(不動産業者など)が所有する「一戸建て物件」であれば、移住者が購入または賃貸借する場合は、移住者住宅改修事業の対象となります。

《注意》移住者および対象となる補助金内容に一部条件がありますので、ご注意ください。

【問い合わせ先】

ふるさと創生課 移住促進班

(21) 1111

(内線324・325)